

Title	The Role of Male Consent in Assisted Reproductive Technology Procedures: an Examination of Japanese Court Cases
Author(s)	村岡, 悠子
Citation	大阪大学, 2024, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/96272
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

Synopsis of Thesis

氏名 Name	村岡 悠子
論文題名 Title	The Role of Male Consent in Assisted Reproductive Technology Procedures: an Examination of Japanese Court Cases (生殖補助医療における男性の同意の役割～日本の裁判例の検討から～)
論文内容の要旨	
〔目的(Purpose)〕 生殖補助医療の発展に伴い、自然妊娠のみが出産の手段であった時代には存在しなかった新たな医学的、倫理的、法的、社会的問題が生じている。日本は世界有数の生殖補助医療実施国であるが（ICMART2022）、2020年12月に成立した「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」を除き、生殖補助医療に対する法規制は存在せず、学会ガイドラインにより運用されている。その日本で近年、生殖補助医療において男性の同意の有無が問題になり訴訟に至る例が生じ、生まれたばかりの子が訴訟当事者になる例も散見される。そこで本研究では、まず、生殖補助医療における男性の同意に着目し、生殖補助医療の過程で男性の同意に関するどのような問題が生じているのかを総括的に把握することを試みる。そして、男性の同意が確保されない場面において男性のいかなる利益又は権利が侵害されているのか分析することを目的とする。さらに、男性の同意が確保されない背景を分析し、生殖補助医療の場面での無用な紛争予防のために必要となる方策を検討する。	
〔方法ならびに成績(Methods/Results)〕 (方法) 判例データベース（D1-Law及びWest Law Japan）を用い、男性の同意の欠如に関連して生じた日本の裁判例を調査した（キーワード：「同意」and 「生殖補助医療 or 不妊治療 or 体外受精 or 受精卵」）。検索結果には無関係の事案も多数含まれていたことから、裁判例の内容を個別具体的に確認した。また、新聞報道も検索対象とした（毎日新聞及び読売新聞データベース）。 (成績) 生殖補助医療において男性の同意が問題とされた紛争は8事例確認された。また、男性の同意が問題となる場面については、精子提供時、融解胚移植時及び（精子・配偶子の）廃棄時の3つの場面に分類することが可能であった。融解胚移植時における男性の同意が問題となった事案（合計3件）の複数で、法律上の親子関係が争われた家事事件と、男性が医療機関及び（元）妻を被告として損害賠償を請求する家事事件が発生していた。上記結果を踏まえ男性の同意欠如の背景を分析したところ、生殖補助医療に関する手続きが学会ガイドラインによって運用され統一的な法規制が整備されていないことが一要因であると考えられた。また、生殖はいまだに全ての女性の生活の中心であるかのように議題に挙げられることが指摘されており（Culley et al. 2013）、生殖、避妊、出産が女性性と表裏一体であるという傾向が生殖に関する責任の重さを女性に大きく負わせることにつながることで、さらに、こうした思い込みは、親になるための計画や準備、子どもを育てるための権利と責任の両方において男性を疎外することが指摘されている（Annandale and Clark、1996）。これら先行研究、さらに、不妊治療での精液検査の結果説明の場面の約半数において当事者男性ではなくパートナー女性が単独で説明を聞いているという国内調査結果（厚労省2021）等を考慮すると、日本の生殖補助医療を取り巻く場面において男女のステレオタイプな役割分担がいまだ存在すること、加えて、生殖の場面における男性当事者の自己決定権（リプロダクティブ・ライツ）の議論が乏しいことが、男性の同意欠如の要因として示唆された。	
〔総括(Conclusion)〕 先端医療技術の発展に伴い、生殖に関する男性の権利が問題となる場面はさらに複雑さを増すと考えられる。生殖補助医療において男性の当事者性が確保されるためには、生殖における男性当事者の自己決定権の内容を明らかにする議論が必要である。この試みは、翻って、男性当事者の義務の範囲を明確にする議論にも結び付くのであり、女性や子の権利と対立するものではなく、子を持ちたいと願う女性の保護や子の福祉を確保するためにも重要である。生殖補助医療における男性の当事者性を確保するために、移植時の同意確保に関する統一的ルールを定めること、また、生殖に関する男性当事者の自己決定権（リプロダクティブ・ライツ）を構成するための議論が重要である。医療機関や生殖補助医療を利用する当事者のみならず、社会における議論の場が求められる。	

論文審査の結果の要旨及び担当者

(申請者氏名) 村岡悠子

	(職)	氏名	署名
論文審査担当者	主査	大阪大学教授	加藤 和人
	副査	大阪大学教授	木村 正
	副査	大阪大学教授	斎藤 誠之

論文審査の結果の要旨

申請者の論文は、生殖補助医療のプロセスにおける男性当事者の「同意」の意義を明らかにしたものである。同論文では、裁判例のデータベースを用いて男性の同意に関連する紛争を総括的に把握し、問題となる場面を生殖補助医療のプロセスに沿って整理・分類した。そのなかで、特に融解胚移植時に男性の同意が欠如する場面で、男性の自己決定権が侵害されている状況を把握し、融解胚移植時の同意確保の方策の必要性を明らかにした。加えて、男性の同意が欠如する背景について、医療機関の問題、日本の労働環境、男性のリプロダクティブ・ライツの議論の欠如という複数の要素を検討し、同意の意義と重要性を考察している。

これらの成果は、生殖の場面で女性に比較すると相対的に研究対象とされてこなかった男性に着目し、男性の当事者性の確保と自己決定権（リプロダクティブ・ライツ）に関する議論の必要性を明らかにしたものであり、今後さらに広がると予想される生殖補助医療において重要な視点を提示するものである。よって、博士（医学）の学位授与に値するものと認める。